

分会情報

J R 東海労大阪仕業検査車両所分会
No.147 2016.1.26
発行責任者 松本 幸一
編集責任者 教 宣 部

不当なボーナスカットを許さない！！

竹本ボーナスカット本人訴訟・不当判決に抗し

新たな闘いに立ち上がる！

1月25日大阪地方裁判所は竹本ボーナスカット本人訴訟に対して、不当にも原告の請求を「棄却」する不当判決を下しました。

しかし、この不当判決に抗し、同日、大阪地方裁判所に山口 敏明さん（大阪第二運輸所分会）、島津 力さん（大阪仕業検査車両所分会）、前田 稔さん（大阪第二運輸所分会）三名が不当にボーナスカットされた減額分やそれに伴う定期昇給1乗カットされた減額分など合わせ未払い賃金をJ R 東海会社に支払うよう提訴しました。

いずれも、ボーナスカットは会社から具体的な理由を明らかにされることもなく、本人のまったく身に覚えのない理由、デタラメな理由で恣意的にボーナスカットが行われてきています。これは、会社からの極めて不当で理不尽な攻撃です。3名の仲間はこの会社の攻撃に対して断固闘っていくこと明らかにしました。

私達、大仕両分会はこの闘い（共同本人訴訟Ⅱ）や本人訴訟、共同本人訴訟Ⅰ（山口さん、田川さん、島津さん、渡邊さん）を共に闘っていきます。